

1. 参加自治体の概要 （令和4年度）

参加自治体	京都府＋一般市2市（宇治市、城陽市） （府内福祉事務所設置自治体数：16（京都府含む））
人口	387,275人（R4.1.1府管轄11町村＋2市）

2. 事業の概要等 （令和4年度）

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託（京都府社会福祉協議会） 府において参加自治体に共同実施を継続するかの意向を確認し、プロポーザルにおいて事業者を決定 府がプロポーザルにおいて決定された事業者との契約締結をまとめて実施 被保護者向け事業と一体的に実施
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 家計改善支援員2名を配置し、福祉事務所からの依頼に基づき支援を実施 本人の状況を聞き取り、家計表の作成や債務整理のために弁護士をつなぎ、貸付利用を勧める等 福祉事務所や市町村社会福祉協議会において支援 電話相談や支援調整会議にも随時参加
事業費・按分方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定経費は共同実施自治体において同額負担（各自治体負担額1,019,520円） 単価経費 訪問支援1回20,000円（交通費含む）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> H30に事業実施の検討、H31より事業実施

3. 広域実施による事業の立ち上げプロセス

開始前

- 平成31年度より努力義務化が決まったが、平成30年度の時点で府内で家計改善支援事業を実施していた自治体は5自治体と少なかつた。
- 京都府も平成30年度時点では未実施であったため、京都府が主導し、共同実施を希望する自治体と一緒に契約する事を検討。

事業の立ち上げ

委託内容の検討と共同実施の意向調査
【1年前～】

- 府内で既に本事業を受託している団体や受託出来そうな団体と協議
- 現実的な実施方法の検討、委託先の検討
- 府内一般市に共同実施を希望するかの意向調査

共同実施予定自治体との調整会議
【6ヶ月前】

- 予算の概算を算定、参加予定の市に対し実施方法や費用按分について府市調整会議において提案、協議
- 府、各市の実情に合った委託内容と費用案分方法に調整
- 府・各市において予算要求

委託先の検討
【3ヶ月前】

- 共同実施に向け府においてプロポーザルの準備
- 事業者との委託手続については府がまとめて対応

平成31年4月 事業開始

事業実施

- 家計改善支援事業について自治体単独で実施するのが難しい、委託先が決まらない等の場合共同実施により委託先が決まりやすくなった。
- 一方、広範囲で委託しているため、府町村部で離れている所では利用しづらいといった意見がある。
- 令和4年度実績：利用者9名（府町村部）、宇治市17名、城陽市15名
- 令和5年度も京都府、宇治市、城陽市において共同実施